

1 概要

中期目標は、公立大学法人が6年間で達成すべき業務運営に関する目標である。中期目標を定めようとするときは、設立団体の長(市長)は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴き、市議会の議決を経なければならない。中期目標策定後、設立団体の長は、法人に対して目標を指示するとともに、公表しなければならない。

2 目標策定に当たっての基本的な考え方

【法定で中期目標として具体的に定めなければならない事項】

- ア 中期目標の期間
- イ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ウ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- エ 財務内容の改善に関する事項
- オ その他業務運営に関する重要事項
- カ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

○ 第3期目標策定に当たっての主な視点

大学の4つの基本理念を念頭に置きながら、次のア～ウに掲げる事項を主な視点として目標を定め、魅力のある、選ばれる大学づくりを推進する。

- ア 大学のブランド力の向上、学生支援の充実
- イ 地域課題の解決、文化の振興等への貢献
- ウ 効率的かつ効果的な大学運営の推進

新しい芸術領域
を創造し、挑戦
する大学

秋田の伝統・
文化をいかし
発展させる大学

秋田から世界
へ発信する
グローバル人材
を育成する大学

まちづくりに
貢献し、地域
社会とともに
歩む大学

4つの基本理念

○ 第3期中期目標の骨子(案)

第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
令和7年4月1日～令和13年3月31日
- 2 教育研究上の基本組織
学部－美術学部、大学院－複合芸術研究科

第2 教育の質の向上に関する目標

- 1 教育の充実
- 2 学生確保の強化

第3 学生支援に関する目標

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 学修支援の充実 | 3 進路支援の充実 |
| 2 生活支援の充実 | 4 ダイバーシティ等の推進 |

第4 研究の質の向上に関する目標

- 1 研究水準の向上
- 2 研究支援体制の充実

第5 社会連携の充実に関する目標

- 1 地域社会への貢献
- 2 他大学等との連携

第6 自己点検・評価等に関する目標

- | | |
|---------------|------------|
| 1 自己点検・評価の実施 | 3 戦略的広報の展開 |
| 2 積極的な情報公開の推進 | |

第7 業務運営の改善および効率化に関する目標

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 運営体制の改善 | 3 その他業務運営に関する事項 |
| 2 財務内容の改善 | |